

令和5年度茨城地方最低賃金審議会  
第1回茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

令和5年10月4日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和5年10月4日（水）午後3時30分から

場所 茨城労働局 2F会議室

出席者 公益代表委員 清山 玲  
野村 貴広  
文堂 弘之

労働者代表委員 梅原 清活  
大森 玄則  
山田 誠

使用者代表委員 澤畑 英史  
村田 寛和  
築瀬 剛

茨城労働局 労働基準部長 稲葉 典行  
賃金室長 川野 義光  
室長補佐 中島 孝紀  
賃金指導官 平戸 直美

#### 議事次第

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5) 金額調査審議
- (6) その他

中島補佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今から、令和5年度茨城地方最低賃金審議会第1回鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、全委員が出席しておりますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。それでは、第1回目の特定最低賃金専門部会の審議に入る前に、稲葉労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

稲葉部長

皆様、お疲れ様でございます。労働基準部長の稲葉でございます。非常にお忙しいところ、特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。また、日頃より最低賃金行政の円滑な運営にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様ご承知のとおり、茨城県には、県内で働く全ての労働者に適用される地域別最低賃金と、4つの産業別の特定最低賃金がございます。今年度においては、各種商品小売業以外の、鉄鋼業、電気・精密機械器具等製造業、機械器具製造業等の3つの産業について申出があり、それぞれ専門部会におきまして、金額審議をお願いすることになっております。本日は第1回目の専門部会となりますが、議題としまして、部会長、部会長代理の選任、運営規程の決定、開催日程の決定など全般的な事項についてご審議いただきまして、その後、時間の許す範囲内で具体的な金額審議に入っていただければと思っております。

地域別最低賃金が行政機関に決定を義務付けられているのに対しまして、特定最低賃金は、関係労使からの申出を受けて、行政機関が最低賃金審議会の意見を聞いて決定できるという形式になっております。従いまして、関係労使がイニシアティブにより、円滑な審議と運用がなされることが求められております。

昨今の経済状況を踏まえますと、非常に厳しい状況にあります。審議を通じまして十分に意思疎通を図っていただき、出来れば全会一致での議決となりますよう、ご配慮をいただきたいと思います。

簡単ではございますが、私からは以上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

中島補佐

続きまして、本日ご出席いただきました、委員の皆様をご紹介します。委員の皆様の紹介にあたりましては、委員名簿が資料No. 1、1ページにありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

それでは、初めに公益代表委員の皆様から、名簿順にご紹介いたします。清山委員です。野村委員です。文堂委員です。続きまして、労働者代表委員の方をご紹介します。梅原委員です。大森委員です。山田委員です。続きまして、使用者代表委員の方をご紹介します。澤畑委員です。村田委員です。築瀬委員です。続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。稲葉労働基準部長です。川野賃金室長です。平戸賃金指導官です。私は、室長補佐の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（1）の部会長及び部会長代理の選出に移りたいと思います。部会長及び部会長代理につきましては、公益代表委員の中から選出することになっております。事前に公益代表委員の皆様から候補者を互選していただきましたので、ご報告させていただきます。部会長に清山委員、部会長代理に野村委員の名前が挙がっておりますが、よろしいでしょうか。

委員

（異議なしの声）

中島補佐

異議なしということですので、ご報告どおり決定させていただきます。それでは、これ以降の議事進行につきましては、清山部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

清山部会長

部会長を務めさせていただきます清山です。どうぞよろしくお願いいたします。鉄鋼部会におきましても、毎年ご協力をいただき、しっかりと調査審議をさせていただいているのではないかと思います。労使それぞれご不満もおありかと思うのですが、何とかおまとめいただいて、感謝申し上げます。今般、全国紙または茨城新聞などを読まれて推察されているとおり、最低賃金に対する関心が、世界的にも日本国内でも、著しく高まっている状況にあります。そのため、なぜその金額になったのかということについて、より丁寧な説明が求められています。皆様から情報提供をいただきまして、そうしたことを反映できるようにしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行に入ります。まず、事務局より茨城県最低賃金の周知広報について、説明させていただきます。

川野室長

私の方から説明させていただきます。まず、資料No.12、62ページの官報公示の写しと、資料とは別に配付しております、本省作成のリーフレットをご覧ください。茨城県最低賃金につきましては、42円引き上げて、時間額953円に改定することとなり、9月1日付け官報に公示し、10月1日日曜日から効力発生となっております。なお、県の最低賃金の答申に関し、本審委員の方におかれましては、審議に大変なご苦勞をおかけいたしましたことについて、改めてお礼申し上げます。

中央最低賃金審議会では、本年度からランク区分が4ラ

ンクから3ランクに変更となっており、目安額39円から41円と昨年度を上回る目安額が示され、今年も全国的に大きく報道されました。本県においても、8月7日の答申日と翌日には、NHKで放送される等、最低賃金改正の関心が非常に高まっており、国民から大きく注目されております。当局においては、最低賃金額の履行確保はもとより、本年においても、昨年につき、審議会において、中小企業・小規模事業者に与える影響を踏まえ、業務改善助成金など各種支援策の周知・啓発等による制度の一層の利活用の促進を求める旨の答申を受けておりますので、支援策の周知を含めた周知・広報につきましては、より強化を念頭に広報活動を実施しております。

主な周知・広報をご紹介しますと、9月7日には、事業場に対する就業規則や賃金規定の見直し、助成金の活用など、働き方改革に関連する様々な相談・支援に対応している、茨城働き方改革推進支援センターのセンター長と面談し、最賃引上げと業務改善助成金の周知並びに活用について、より一層の積極的な勧奨の実施について、要請書を交付しております。県内の各労働基準監督署及びハローワークに、最低賃金や賃金引上げの相談があった際は、同センターの無料相談を積極的に案内するよう指示しております。また、労務管理などについて、多くの企業と接している社会保険労務士の協力が効果的であると判断しまして、9月12日には社会保険労務士会の会長と面談し、最賃引上げと業務改善助成金の周知等の取組みに関する要請を行っております。10月には、その要請書について、社会保険労務士会会員向けの広報誌に掲載される予定になっております。その他、最低賃金の引上げ、支援策に関する周知・広報につきましては、その一環として、9月中旬に、例年通り、県及び各市町村、商工会、関係団体等に対し、広報誌、HP等に支援策を含めた掲載依頼を行っております。

す。それから、昨年度に引き続き、県北地域の水郡線主要駅、郵便局へのポスター掲示依頼を行う予定ですが、今年度は水戸線の主要駅への掲示、鹿島臨海鉄道の主要駅の掲示と車内中吊りを依頼する予定になっております。また、令和元年度以降、最低賃金法の違反のあった事業場に対し、最賃引上げへの対応と併せまして、業務改善助成金のリーフレット、茨城働き方改革推進支援センターのチラシ等を同封し、周知、活用促進を案内しております。そして、昨年同様、9月24日日曜日の茨城新聞の番組欄の下に広告を掲載しております。9月29日になりますが、例年同様、この庁舎駐車場の入り口に横断幕を設置しております。帰りに見ていただければと思いますので、よろしくお願ひします。なお、皆様ご存じのように、2階玄関にデジタルサイネージを開庁時間帯にスライドを放映しております。さらには、支援策につきましては業務改善助成金の窓口である雇用環境・均等室において、7月に県や市町村、関係団体に対し業務改善助成金等のリーフレットを送付しておりますが、8月31日拡充後にも9月8日に改めてリーフレットを送付するなどして広報依頼を行っております。

今年度から、茨城労働局でX、旧Twitterによる最低賃金および業務改善助成金についての広報も行っております。9月中旬に本省からポスター、リーフレットが届いておりますので、行政機関や関係団体のほか、スーパーマーケット等へ随時送付し、掲示依頼を行っております。

今後も、支援策の周知を含めたできる限りの周知広報に努めて参りますので、委員の皆様におかれましても、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

清山部会長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご意見等がございますでしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山部会長

それでは続きまして、議題(2)の専門部会の運営規程(案)につきまして、お諮りいたします。事務局から運営規程(案)の説明をしていただきます。

川野室長

続いて説明させていただきます。時間の関係から、要点のみ説明させていただきます。この部会は、最低賃金法第25条の規定により、茨城地方最低賃金審議会、一般に本審と言っておりますが、その本審の中に設置する専門部会という位置付けになります。

本日、お配りしました資料No.3、10ページをご覧ください。最低賃金制度の根拠法令である最低賃金法において、審議会について定めた政令であります最低賃金審議会令というものを添付しております。なお、審議会令は、昨年度と同様ですが、いくつかの項目について簡単に説明したいと思います。10ページの下から3行目から11ページ上段に記載しております第5条の2項をご覧ください。先ほど開会時に進行役が説明しました成立要件です。この要件は専門部会にも準用され、委員の3分の2以上、または、公、労、使の3分の1以上が、会議の開催、議決の成立要件となります。第3項は採決です。出席者の過半数での採決となり、可否同数の場合は部会長が決するとなっております。続きまして、第6条が専門部会についての定めですが、5項をご覧ください。あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と定められています。この扱いにつきましては、のちほど部会長から説明、報告があります。

続きまして、資料No.4、12ページをご覧ください。産業別の専門部会の運営規程(案)になります。運営規程(案)について説明いたしますが、昨年度と変更はありま



せん。第1条は、この規程は、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定める、という規程の目的です。第2条は、会議、部会委員の召集に関する規程です。第3条は、会議に出席できない場合の規程です。なお、召集や出欠の確認などの事務は、事務局が部会長に代わって行います。第4条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第5条は、公開についての定めです。原則公開となっておりますが、ここに記載されておりますように、率直な意見の交換や中立性が損なわれる場合などは、非公開とすることができるという規程です。金額を審議する専門部会は、例年、非公開とされておりますが、今年度の7月3日の第一回本審の審議において、ご審議いただいたところです。第6条は、議事録についての定めです。第7、8、9条については、時間の関係もあり、説明を割愛させていただきます。以上が条文の（案）となります。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますが、これについては、後ほどお決めいただくことになっております。簡単ですが、説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

清山部会長

ありがとうございました。専門部会の会議及び議事録は、原則公開となっております。しかし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開にできることになっております。

専門部会ではこれまで、金額審議という点から、他県でもほとんど非公開となっておりました。茨城県も率直な意見交換を保障するという考えから、金額審議は率直な意見交換が損なわれる場合があり得るので、非公開としてきまし

た。7月3日の本審でも中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告を踏まえて、なるべく公開の方向で審議しました。その上で、第1回の専門部会の労使双方からの金額提示に関する基本的な考え方までは公開とし、金額審議の部分は非公開、議事録についても同様の取扱いにするとすることにしたいと思います。よろしいでしょうか

委員 (異議なしの声)

清山部会長 ありがとうございます。それでは次に、議事録の確認に関して、部会長及び部会長が指名した委員2人がその内容を確認することになっております。この議事録の確認につきまして、労働者側委員は大森委員、使用者側委員は築瀬委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

築瀬委員 はい。

大森委員 はい。

清山部会長 なお、附則の施行期日ですが、本日からの施行ですので、令和5年10月4日と入れていただきまして、(案)を削除してください。

それから、運営規程第3条に、会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならないとありますが、ここは、従来から事務局に連絡をしていただいておりますので、そのようにお願いいたします。

それから、最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、とあります。この件につきましては、9月11日に行われた第

六回本審の場におきまして、専門部会において、全会一致で最低賃金額を決定した場合は、本審の決定とする、ということに決まりましたので、この旨よろしくお願いいたします。なお、全会一致を条件としておりますので、全会一致にならなかった場合には、本審で再度審議することになります。

続きまして、議題（３）の賃金実態調査結果等につきまして、事務局から説明をお願いします。

平戸指導官

それでは私からは、14ページ、資料No. 5から説明させていただきます。この資料は、平成24年からの茨城県の最低賃金と4業種の特定最低賃金の推移を一覧にしたものです。次の16ページ、資料No. 6からは、本年6月に実施しました最低賃金に関する基礎調査、の結果を集計したものです。この基礎調査とは、毎年事業場にて6月分に支給された賃金について厚生労働省が調査を実施し、集計等を各労働局にて行い、結果を最低賃金審議会での資料としているものです。経済センサス調査結果に登録されている事業場に対して、業種、また産業別に労働者規模が1から9人、10から29人、30から99人となっている事業所から一定の件数を無作為に選定、そこを対象として実施している調査です。ただし、そもそもの母集団人数が少ない産業については全規模対象として事業場を選定しており、茨城県では各種商品小売業が該当しています。この一覧につきましては、調査結果から県最賃適用産業と特定最低賃金対象産業の規模別の特性値と未満率を一覧表にしたものですが、この表にある県最賃適用産業計には、特定最賃4業種の数値は含まれておりません。なお、当県において特定最低賃金は4業種設定されておりますが、本年も各種商品小売業の改定申し出がありませんでした。15ページ、次の16ページは県最賃適用、改正申し出のあった特定最低賃金3業種に

ついて、第1・10分位数及び未満率の推移を表とグラフにしたものです。

ここで補足説明をさせていただきますが、表にある第1・10分位数等の説明につきましては、お配りしました注とある別紙の資料で説明させていただいたとおりとなります。また、先ほど基礎調査につきましては、人数は最大99人までということ調査をしているとお伝えしたのですが、事業所が少ない産業につきましては、全規模対象として調査を行っておりまして、今年度につきましても、各種商品小売業は、全規模と範囲を広げて調査を行っております。

次に17ページからは、本日の鉄鋼業についての資料となります。まず、17ページは、先ほど説明いたしました。賃金基礎調査から集計した総括表をもとに作成した第1・10分位数、最低賃金額、未満率の推移一覧です。次18ページからが、先ほどご説明したその総括表の一覧となります。22ページにつきましては、現行の1,004円から引き上げたときの影響率と、それにあてはまる未満労働者数を一覧にしたものです。影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者数の割合のこととなります。ただし、この労働者数については、先ほどの説明と同様に、基礎調査の回答人数を経済センサスで把握している母集団の人数で一定に割り戻した結果の推測値の人数となります。

23ページからは例年と同様の資料を添付しております。まず、23ページの資料No.7は、日本銀行水戸事務所が7月3日に発表しました企業短期経済観測調査結果です。27ページの資料No.8は、日本銀行水戸事務所が9月7日に発表しました茨城県金融経済概況です。39ページからの資料No.9は、茨城労働局が9月29日に発表しました、令和5年8月分にかかる県内の雇用情勢の概況となっております。55ペ

ージ、56ページの資料No.10については、細かくなっておりますが当賃金室で作成しました、茨城県と全国の各種指標を一覧にしたものです。57ページからの資料No.11は、厚生労働省が8月4日に発表しました令和5年民間主要企業にかかる春季賃上げ要求・妥結状況の結果となります。最後の63ページの資料No.13は、他局の結審状況一覧となっております。効力発生日についてはまだ把握できておりませんが改正状況など最新の状況と合わせて次回以降、確認でき次第ご報告させていただきます。この他参考までに、広報用のリーフレットなどを添付させていただきました。私からは、以上です。

清山部会長

はい、ありがとうございました。ただ今の資料の説明につきまして、大部の資料なのですが、何かお気づきになったこと、ご意見などがありましたら、よろしく願います。

全委員

(意見・質問等なし)

清山部会長

それでは、議題(4)の専門部会の日程調整につきまして、事務局に説明させていただきます。

川野室長

専門部会開催の日程調整につきましては、皆様にご協力をいただき誠にありがとうございました。審議会が成立するための要件は、先ほど運営規程の中でもご説明させていただきましたが、全体の3分の2以上、または、各側3分の1以上の出席となっております。日程調整に関し、現実的には、バランスを考慮して、公益委員は部会長、労使委員は、それぞれリーダーとなる委員を含め2名以上出席可能な日を重視し、他の部会との調整を図り、参考として添付いたしました日程表のと通りの予定となりました。委員

の皆様におかれましては、非常にお忙しい時期で、審議日数、時間としましては、ギリギリの厳しい状況になろうかと思っておりますが、可能な限りこの3回以内の部会開催とさせていただきたいと思っております。しかし、これからの審議内容によって、追加の審議会が必要となった場合には、別途、日程調整の上、設定させていただきます。その場合は、10月31日火曜日に本審の日程を組んでいる都合もありますので、大変申し訳ございませんが、平日の17時以降、または、土曜日等の休日となる可能性もあり得ますことをご理解いただきますようお願いいたします。当鉄鋼部会の開催につきましては、第2回は、10月16日月曜日の午前10時から、第3回は、10月30日月曜日の午後3時からを予定しております。鉄鋼についての追加審議は、第3回目が10月30日で、翌日が本審となっております。そのため第2回目が終わった段階で追加審議が見込まれる場合には、第2回と第3回の間の期間で日程調整をするしかないと思われまます。本審委員の方におかれましては、全会一致に至らなかった専門部会の審議、結審、答申、また、全会一致となった専門部会につきましては、部会報告のため、既に日程調整し、本審委員の皆様にはご案内しております10月31日火曜日午後3時30分から第七回審議会本審の開催を予定させていただきますので、よろしくようお願いいたします。その後、関係労使からの異議の申し出を想定し、11月16日木曜日午前10時から第八回本審の開催を予定いたしますので、日程の確保をどうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、現状の開催予定で、全会一致による結審を切にお願い申し上げます。以上です。

清山部会長

それでは、ただ今ご説明がありましたとおりの日程でよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

清山部会長

それでは、日程につきましてどうぞよろしくお願ひします。さて、本日は、第1回目の専門部会ということで、今後の金額審議にあたりまして、労使双方から金額提示の基本的な考え方について述べていただきたいと思ひます。まずは、労働者側代表委員からお願ひします。

大森委員

労働者側委員の大森でございます。改めまして、よろしくお願ひします。それでは、私の方から、特定最賃の審議にあたりまして、労働者側の統一した考え方を述べさせていただきます。

9月11日に開催されました第六回本審の中でも申し上げたところですが、改めて、基本的な考え方を3点申し上げたいと思ひます。まず1点目は、労働条件の向上でございます。これは、当たり前なことですが、労働条件の向上が、最低賃金制度全体の目的でございます。しかしながら、賃金を含む労働条件につきましては、産業により大きく異なっているのが実態でございます。このため、産業ごとの賃金実態を踏まえた賃金審議により、ふさわしい最低賃金の水準を決定することが重要であると考へております。2点目は、公正競争の確保という点でございます。賃金の不当な切り下げや事業間の過当競争を防止し、公正競争を確保することも最低賃金制度全体の目的であると考へております。しかしながら、こちらも賃金実態が産業ごとに大きく異なっており、地域別の最低賃金だけではこれを確保できないと考へております。よって、地域別最低賃金を上回る水準で特定最賃を設定することにより、より高いレベルでの公正競争を確保していくことが経済の健全な発展に寄与するものとして考へております。そして3点目は、労使交渉の補完、代替機能があるという

こととございます。本来労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものです。しかしながら、労働組合の組織率が今や17%を割り込むという状況におきまして、8割以上の労働者は、自らの労働条件の決定に関与できないという状況にあります。そういう中で、特定最低賃金の審議は、関係労使の参加によりまして、設定の申請や金額決定がされることから、企業別の労使間交渉を補完、代替する役割を担っていると考えております。

以上の3点を基本的考え方として審議に臨んでいきたいと考えております。また、特定最低賃金は、基幹的労働者を対象としていることから、労働者側としては、それぞれの産業別の基幹的労働者のあるべき水準を目指していきたいと考えております。さらには今回、鉄鋼も含めて3つの業種とも労働協約ケースを取っておりまして、労働者側としては、協定の最低ラインを目指していきたいと考えております。いずれにしても、真摯な審議をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。私からは以上です。

清山部会長

ありがとうございました。それでは続きまして、使用者側代表からお願いします。

築瀬委員

使用者側を代表しまして考えを述べたいと思ひます。業界の実情につきましては、先般、使用者を代表しての意見陳述が行われました。以前のようなコロナ感染拡大の影響は収束しつつあるも、原料や資材の高騰に加え、依然として半導体など製品に使用される部材不足は深刻です。生産体制は整いつつも生産できない、といった状況が未だ解消されていないという状況とございます。また、昨年と異なるのが、コロナ禍において中小企業支援に大きな役割を果たしていたゼロゼロ融資の返済が本格化しており、倒産件



数が増加している点などは顕著です。使用者側の各意見陳述人におきましても、審議に対して据置きを求める声がほとんどであったことはご承知のとおりです。鉄鋼業界におきましては、鉄鉱石や石炭等の原料輸入や国内需要の低迷による製品輸出の増加等で、世界経済の動向が大きく影響いたします。ご存じのとおり、世界経済につきましては23年の成長率はプラス3%の緩やかな成長に留まっており、中国の経済不振や欧米の金融引締めに伴う信用収縮や投資抑制のリスクがあり、不確実な状況が継続するとみられています。一方、日本経済におきましては自動車中心に部品調達状況はやや改善傾向にあるものの、世界経済の動きや人手不足等の影響を受け、日本国内の鋼材消費は緩やかな回復に留まると想定しております。そんな状況を受けた製品市況動向は、正に下落傾向です。中国で内需不振の中、高生産が続き需給ギャップが拡大し、いわゆる、中国はたくさん作るけれども、中国の中で消費しきれないということで、安い鉄が我々の主戦場である東アジアマーケットへ多く流入しており、価格は下げ方向となっています。原料につきましても、中国の高生産継続姿勢による石炭の購入量増加に加え、インド需要拡大等に伴う原料高止まりも継続しているところです。

そのような状況下において、大手は価格アップがある程度できていますが、中小企業においては価格転嫁もままならないまま、原材料、電力等のインフラのコストアップも受けており、今後の見通しも不確実なため、非常に不安を抱えている状況です。物価高騰により労働者・消費者の日々の暮らしの負担が増加していることによる賃上げの必要性も重々承知しておりますが、雇用を守るという経営を担う使用者の大前提を踏まえ、特定最賃鉄鋼専門部会につきましても、昨年と同様額の現行水準を維持するとのスタンスを主張させていただきたいと思っておりますので、ご理解を

賜ればと存じます。以上でございます。

清山部会長

はい、ありがとうございました。ただ今の労使双方のご意見につきまして、それぞれ何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山部会長

では、これから具体的な金額審議に進みたいと思います。専門部会は、ここまでが公開で、ここからは非公開となります。今回、傍聴人はいませんが、もし傍聴人がいる場合は、ここで退席していただくこととなります。

**【これ以降は、議事要旨をご覧ください。】**